

奈良県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北村土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

監事 辻本 敏治 奈良市北村町五〇九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事 辻本 清 奈良市北村町五〇九